

I 計画の概要

(1) 背景・目的

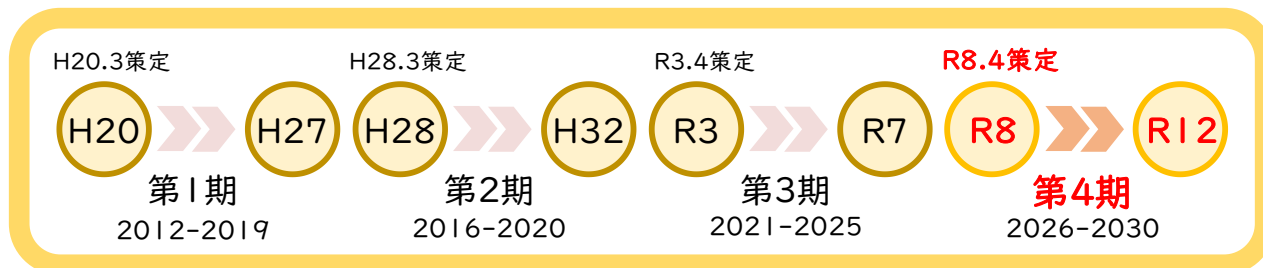
阪神・淡路大震災の後、大規模地震に伴う建物被害、人的被害等の軽減を目的として、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」が制定されました。その後、東海地震等の国の地震被害想定や新潟県中越地震等の被害地震の発生を受けて耐震改修促進法が改正され、本市は「伊勢崎市耐震改修促進計画」を平成20年3月に策定しました。

平成23年3月の東日本大震災により、広範囲にわたり甚大な被害が発生しました。国が実施した南海トラフ巨大地震及び首都直下地震の被害想定によれば、東日本大震災を上回る被害が予測されています。こうした地震の発生に備え、耐震改修促進法が改正され、本市は平成28年に「第2期伊勢崎市耐震改修促進計画」を、令和3年に「第3期伊勢崎市耐震改修促進計画」を策定しました。近年では、平成28年4月の熊本地震、平成30年6月の大阪府北部地震、平成30年9月の北海道胆振東部地震、令和6年1月の能登半島地震など各地で地震の被害が発生しており、地震対策の緊急性がより高まっています。

本市においても、昨今の新たな動向と整合を図り、令和7年度までであった従来の計画の目標等を見直し、令和8年度以降も引き続き住宅・建築物の耐震化促進の施策に取り組んでいくため、「**第4期伊勢崎市耐震改修促進計画(2026-2030)**」を策定しました。

(2) 計画の期間

本計画は、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とします。



(3) 対象とする建築物

本計画では、全ての既存耐震不適格建築物の耐震化を促進することとし、その中でも、とりわけ次表に掲げる住宅及び建築物を中心に耐震化の促進を図ります。

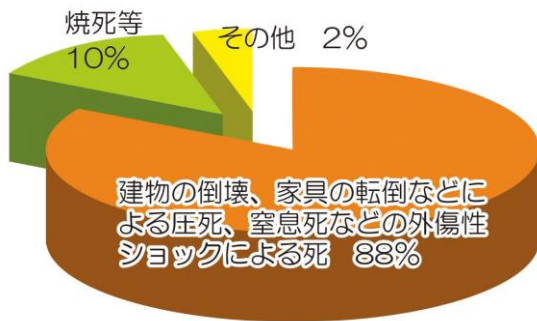
種類	内容	備考
住宅	○市民の生命・財産等を守るとともに、被災地域の減災という視点からも重要な住宅の耐震化を促進します。	戸建て住宅、共同住宅（長屋住宅含む）
特定既存耐震不適格建築物	○一定規模以上の施設の耐震化を促進します。 ①多数の者が利用する建築物 ②被災することにより甚大な被害が発生することが想定される危険物等を取り扱う建築物 ③地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物	耐震改修促進法第14条に定める特定既存耐震不適格建築物※
耐震診断義務付け対象建築物	○公共公益性が高いことや倒壊時に大きな被害が想定されることなどから、特に耐震化を積極的に推進していきます。	
要緊急安全確認大規模建築物	・病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの ・一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち大規模なもの	耐震改修促進法附則第3条に定める要緊急安全確認大規模建築物
要安全確認計画記載建築物	沿道建築物 防炎拠点	沿道建築物 ・県又は市町村が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物 防炎拠点 ・県が指定する庁舎、避難所等の防炎拠点建築物
公共建築物	○公共建築物は、災害時の活動拠点や広域的な重要施設となることや多くの市民が集まることから、特に耐震化を積極的に推進していきます。	市有建築物

※「特定既存耐震不適格建築物」とは・・・耐震改修促進法で定められた用途及び規模を満たし、かつ、建築基準法等の耐震関係規定に適合していない既存不適格建築物のことです。

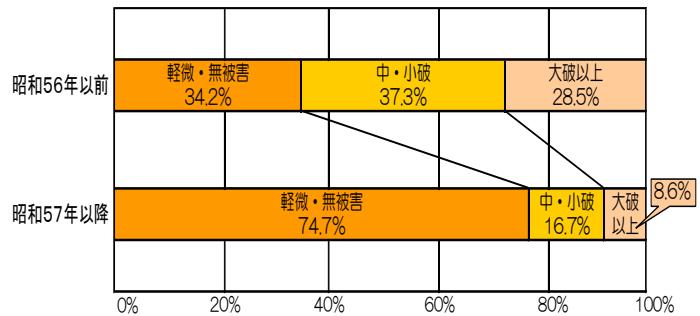
2 住宅・建築物の耐震化を取り巻く状況

(1) 近年の大地震による被害の状況

阪神・淡路大震災（平成7年）では、10万棟を超える家屋が全壊し、多くの死者が発生しました。地震発生直後の死者数は5,502人（平成7年4月24日現在、警察庁調べ）で、そのうち約9割（4,831人）は住宅の下敷きなどにより命を奪われたことがわかっています。さらに、倒壊した建築物等は、出火及び延焼拡大の要因となり、避難や救援・消火の妨げとなるなど、被害の拡大をまねきました。また、耐震基準の抜本的な見直しが行われた昭和56年以前の建築物で「軽微・無被害」が全体の約35%程度であるのに対し、昭和57年以降の建築物では約75%と、被害が大幅に減少しています。



出典：警察白書（平成7年版）



出典：国土交通省ホームページ

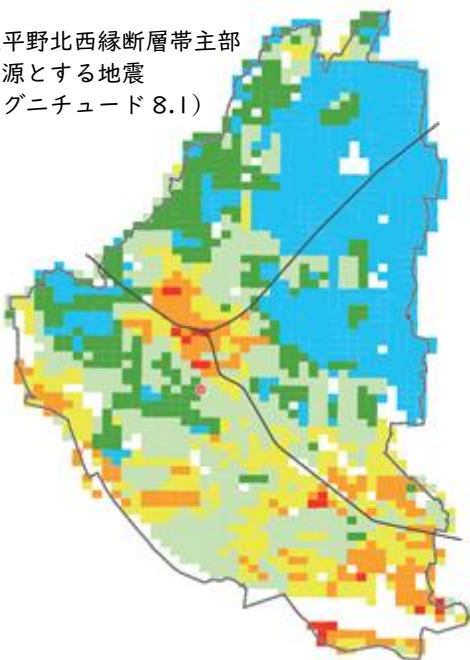
■ 阪神・淡路大震災による死因別死者数 ■

■ 阪神・淡路大震災での建築物被害の状況 ■

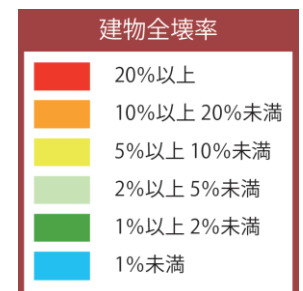
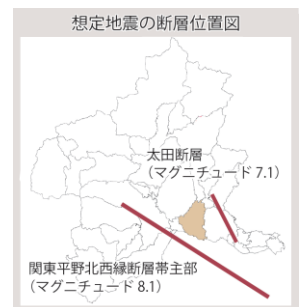
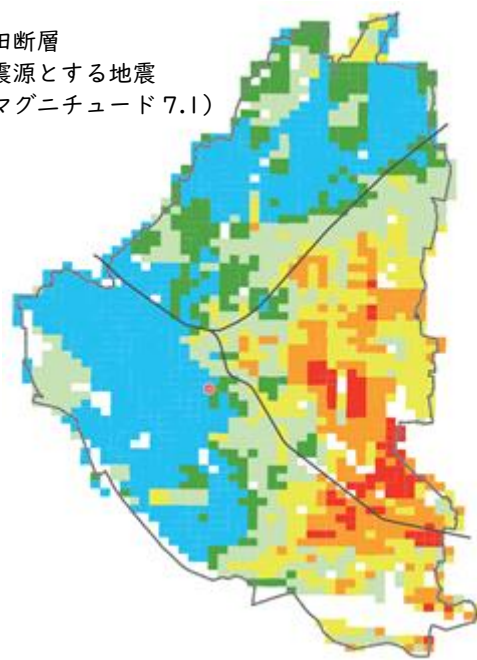
(2) 地震被害想定

群馬県地震被害想定調査（平成24年6月）によると、本市では「関東平野北西縁断層帯主部を震源とする地震（マグニチュード8.1）」と「太田断層を震源とする地震（マグニチュード7.1）」において最大震度6強、建物の全壊4,000棟以上、火災による焼失約1,000棟（冬18時）、死者200人以上、避難者数70,000人以上（最大）という甚大な被害が予測されています。

関東平野北西縁断層帯主部を震源とする地震（マグニチュード8.1）



太田断層を震源とする地震（マグニチュード7.1）

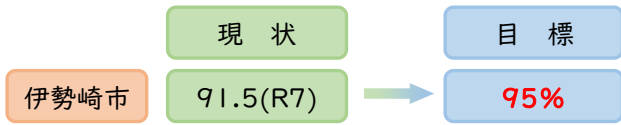


■ 建物全壊率分布（群馬県地震被害想定調査に基づく「地域危険度マップ」） ■

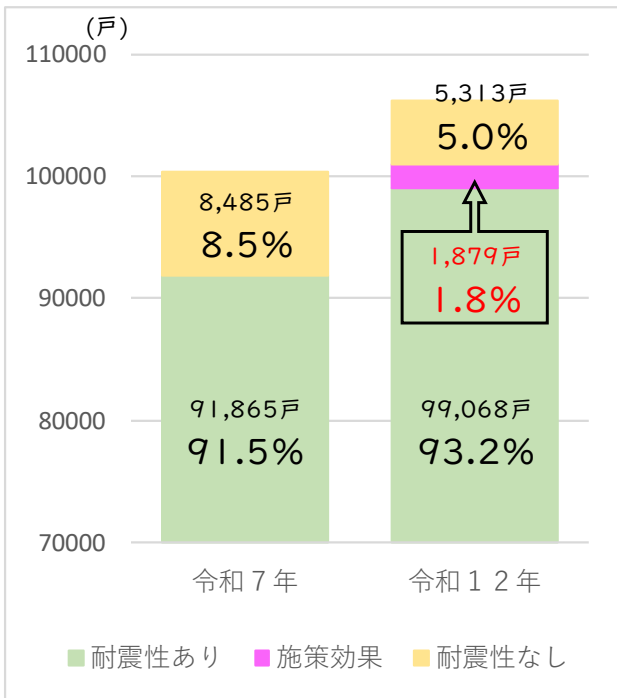
3 耐震化の現状と目標

(1) 住宅

国は令和17年までにおおむね解消とすることを目標としましたが、群馬県と同様に令和12年の耐震化率の目標を95%とします。

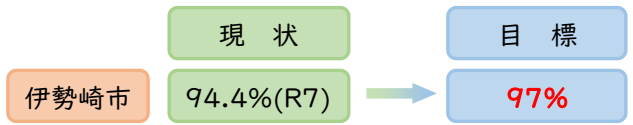


建替えや除却等の自然更新による耐震化率は、令和12年で93.2%と推計されます。耐震化率の目標達成には、自然更新に加えて、令和12年までに1,879戸の耐震化が必要です。

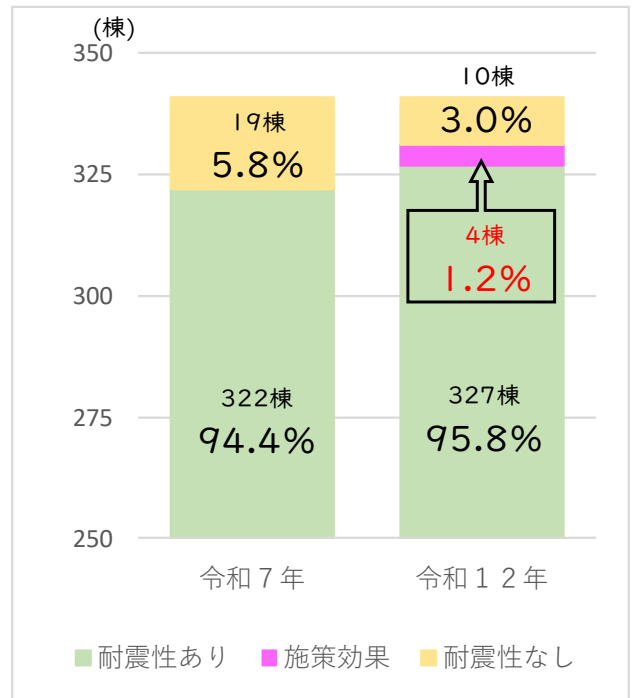


(2) 多数の者が利用する建築物

国は目標を掲げておらず、群馬県は具体的な目標設定をしていませんが、令和12年の耐震化率の目標を97%とします。

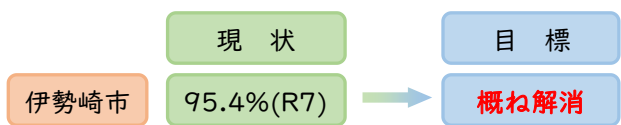


建替えや除却等の自然更新による耐震化率は、令和12年で95.8%と推計されます。耐震化率の目標達成には、自然更新に加えて、令和12年までに4棟の耐震化が必要です。



(3) 要緊急安全確認大規模建築物

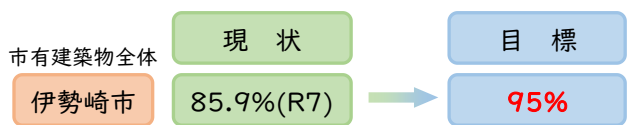
国は令和12年までに概ね解消することを目標とし、群馬県は令和12年までに95%とすることを目標としています。伊勢崎市では、対象となる建築物22棟のうち耐震化が図られていない建築物が1棟(耐震化率95.4%)であることから、令和12年に概ね解消することを目標とします。



(4) 市有建築物全体

市有建築物のうち、多数の者が利用する市有建築物は耐震性のない建築物が現在1棟であることから、目標の耐震化率を100%とします。

市有建築物全体で耐震性のない建築物は現在1,274棟ありますが、目標の耐震化率を95%とし、この目標を達成するには、令和12年までに117棟の耐震化が必要です。

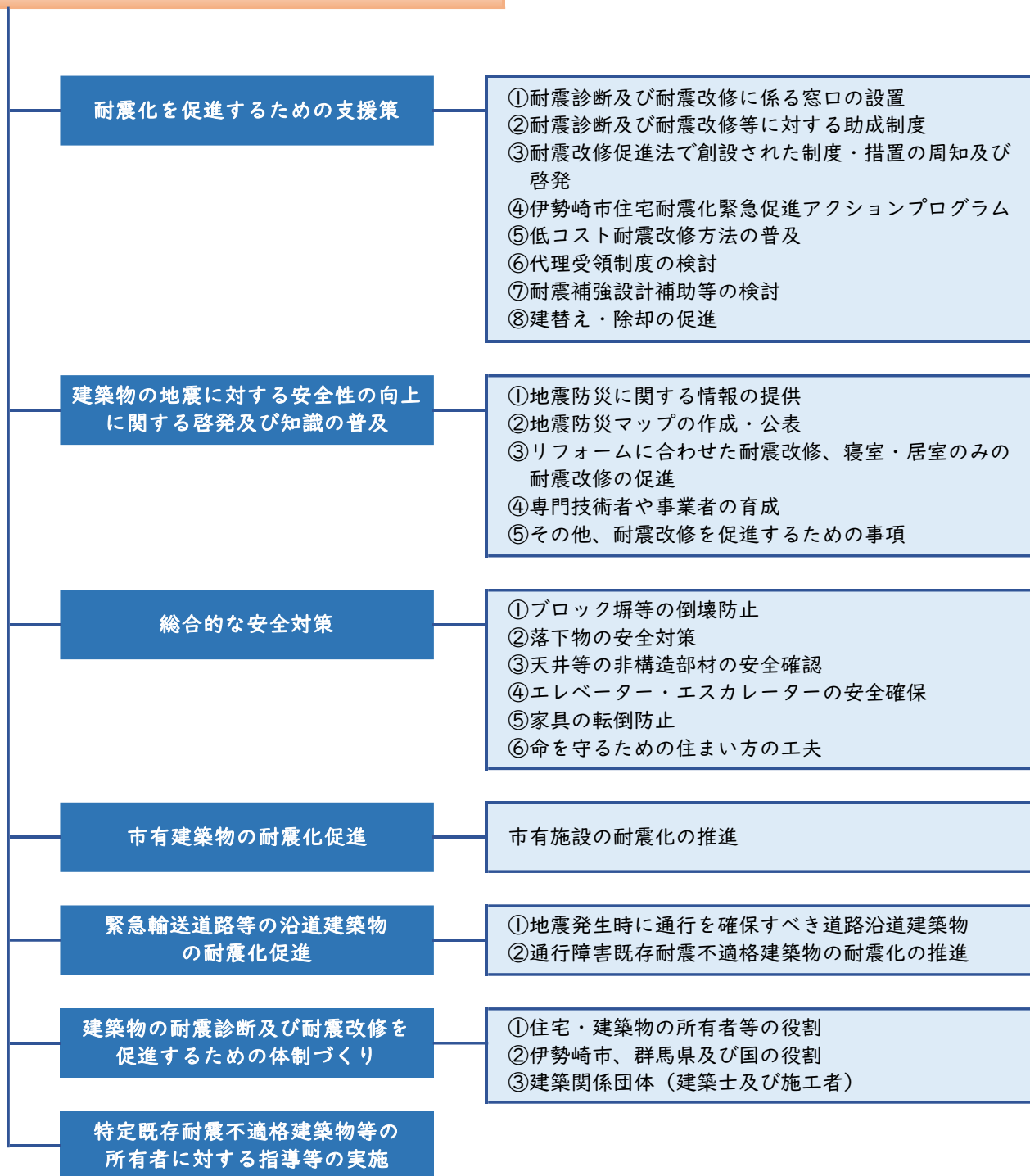


4 耐震化を促進するための施策

住宅・建築物の耐震化は、地域の安全性向上の支障とならないように所有者等の自助努力のもとに、進めることが重要です。

本市は、所有者等の取り組みをできる限り支援するため、耐震改修を進めるための環境整備や負担軽減のための制度の創設など、耐震化を促進するため必要な取り組みを総合的に進めていきます。

住宅・建築物の耐震化を促進するための施策



5 その他耐震改修等を促進するための事項

- 新築建築物の耐震化の徹底 …… 建築基準法に基づく中間検査や完了検査を徹底します。
- 定期報告制度との連携 …… 特殊建築物の耐震診断及び耐震改修の状況の把握に努めます。